

にいがた食の安全・安心条例取扱要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、にいがた食の安全・安心条例(平成17年新潟県条例第81号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施策の申出)

第2 条例第18条第1項の申出をしようとする者は、別記第1号様式により行うものとする。

2 条例第18条第2項の規定による通知は、別記第2号様式によるものとする。

3 条例第18条第4項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(危害情報の申出)

第3 条例第19条第1項の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を明らかにしてこれを行うものとする。

(1) 申出者の住所及び氏名(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名) 連絡先

(2) 当該食品等の情報

(身分証明書)

第4 条例第24条第3項の身分を示す証明書は、別記第3号様式によるものとする。

(勧告の通知)

第5 条例第25条第1項の規定による勧告は、別記第4号様式により行うものとする。

(公表)

第6 条例第25条第2項の規定による公表は、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与手続)

第7 条例第25条第3項の規定により当該生産者に意見を述べる機会を与える場合は、知事が口頭であることを認めるときを除き、別記第5号様式による意見書を提出して行うものとする。

2 知事は、前項の意見書の提出期限(口頭により意見を述べ、証拠を提示する機会を与える場合は、その日時)までに相当な期間を置いて、前項の生産者に対し、意見陳述の機会を付与する旨を別記第6号様式により通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年6月26日から施行する。

別記

第1号様式（第2関係）

食の安全・安心に関する施策申出書

年 月 日

新潟県知事 様

（郵便番号 - ）

申出者 住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

連絡先（電話番号 ）

にいがた食の安全・安心条例第18条第1項の規定により、次のとおり食の安全・安心に関する施策について改善の措置が講ぜられるよう申し出ます。

施策の申出の趣旨及び理由	（申出に係る施策） （上記施策について求める措置） （理由）
施策の申出の端緒となった事案 （事案の概要の記載で足りる。また、端緒となった具体的な事案がない場合にはその旨記載）	
担 当 課 室	電話番号 (内線)
備 考 （にいがた食の安全・安心審議会への諮問予定等）	

注 1 印の欄は、記入しないでください。

2 この申出制度は、食の安全・安心に関する施策についての改善を対象するものであり、個別の事案に対して個別の措置を求めることは対象にならないので注意してください。

第2号様式（第2条関係）

食の安全・安心に関する施策申出処理通知書

第 号
年 月 日

様

新潟県知事

印

年 月 日付で申出のあった食の安全・安心に関する施策の申出については、にいがた食の安全・安心条例第18条第2項の規定により、次のとおり処理しましたので通知します。

施策の申出の趣旨	
処理の経過及び結果	
担 当 課 室	電話番号 (内線)
備 考	

第3号様式（第4関係）

（表）

写 真	身 分 証 明 書 所 属 職 名 氏 名	第 号
上記の者は、にいがた食の安全・安心条例（平成17年新潟県条例第81号）第24条の規定による立入検査等を行うことができる職員であることを証明します。		
年 月 日交付		
新 潟 県 知 事		印

（裏）

にいがた食の安全・安心条例（抜すい）

（報告及び立入検査等）

第24条 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、生産者に対し、その業務に関し報告又は生産された農林水産物その他資料の提出を求めることができる。

2 知事は、この章の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、生産者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第4号様式（第5関係）

勸告書

第 年 月 日
号

住 所

氏 名

様

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

新潟県知事

印

にいがた食の安全・安心条例第25条第1項の規定により、下記のとおり勸告します。

なお、勸告に従わない場合は、同条第2項の規定により、その旨及びその勸告の内容を公表することがあります。

記

- 1 勸告に係る農林水産物
- 2 条例第25条第1項に規定する場合に該当する事実
- 3 勸告する措置の内容
- 4 措置期限

第5号様式(第7関係)

意見書

住所

氏名

〔法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

にいがた食の安全・安心条例第25条第3項の規定により、意見書を提出します。

記

- 1 趣旨
- 2 理由
- 3 添付書類

第6号様式（第7関係）

意見陳述機会付与通知書

第 号
年 月 日

住所

氏名

様

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事
務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

新潟県知事

印

あなたは、にいがた食の安全・安心条例第25条第1項の規定による勧告に従わなかったので、同条第2項の規定によりその旨及びその勧告の内容を下記のとおり公表します。

については、同条第3項の規定により、公表しようとする内容について、あらかじめ意見を述べ、証拠を提示することができますので、意見がある場合は、下記により意見書を提出（出頭）してください。

記

- 1 公表しようとする内容
- 2 公表の根拠となる条例の条項
- 3 意見書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べ、証拠を提示する機会を与える場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）